

# 税

平成23年度  
税の申告  
■伊予市税務課  
☎982-1111

1

申告受付は3月15日(火)まで

▶市・県民税の申告は、正しくお早めに！

市・県民税の申告は、平成23年度分の市・県民税、国民健康保険保険税を計算するための大切な資料となります。期限内(3月15日(火)まで)に正しく申告してください。

## 申

告をしないと…

- 税金の計算で各種控除が受けられません。
- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置などが受けられません。
- 所得証明書や課税証明書が発行できません。

## 国

民健康保険や

後期高齢者医療保険の加入者も必ず申告を！

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算には、前年の所得の申告が必要です。前年中に全く所得がなかった場合や、所得が遺族年金や障害年金のように、市・県民税では非課税となる場合にも必ず申告をしてください。申告のない場合は、軽減措置の適用が受けられなくなります。

### 申告が必要な方

平成23年1月1日現在、伊予市に居住している方で、右記の「申告が不要な方」に該当しない方

#### 【例】

- 平成22年中に営業・農業・不動産(地代・小作料などを含む)・日雇い・アルバイトなどの収入があった方
- 給与所得者で、給与以外の所得があった方(給与以外の所得が20万円以下で、所得税の申告が不要な方も、市・県民税の申告が必要です。)
- 給与所得者で、年末調整を受けていない方
- 生命保険満期などの受取金、生命保険契約に基づく年金(個人年金)・配当金があった方

### 申告が不要な方(申告義務免除)

- 平成22年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- 所得が公的年金(国民年金・厚生年金など)のみの方(※医療費控除や社会保険料控除など、各種の所得控除を受けようとする場合は申告が必要です。)
- 所得税確定申告書を税務署に提出している方



## 郵便で申告書を提出できます

申告書を郵送で提出する方は、今月号の広報いよしと一緒に配布する「平成23年度分市民税・県民税申告説明書」を参考にしてください。



## 2 ▶ 申告に必要なもの

- 印鑑(認印で構いません)
- 所得金額を証明する書類(源泉徴収票)
- 事業(農業を含む)所得・不動産所得を申告する場合、  
収入・必要経費の分かる書類(収支内訳書)  
※収入・経費を必ず集計しておいてください。
- 医療費控除を受ける場合は医療費の領収書(事前に  
集計しておいてください)
- 保険料などの支払い証明書(国民健康保険税、健康保  
険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)  
※国民年金保険料については、「社会保険料(国民年金保  
険料)控除証明書」が必要。
- 本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの  
※所得税確定申告で、還付が発生した場合に必要。



## 3 ▶ 市・県民税の申告日程・会場

**受付時間** (午前の部) 9:00~11:00  
(午後の部) 13:00~16:00

### 本庁地区

期 日	地 区	会 場
2月16日(水)	鵜崎、両澤、唐川、平岡	大平地区 公民館
17日(木)	大平	
18日(金)	三秋、本郡、中村	中村地区 公民館
21日(月)	森、尾崎	
22日(火)	市場、稲荷、三島	上野地区 公民館
23日(水)	八倉、宮下	
24日(木)	上野	
25日(金)	上三谷	
26日(土)	下三谷	
3月7日(月)	下吾川(新川、鳥ノ木団地除く)	伊予市 市民会館
8日(火)	新川	
9日(水)	鳥ノ木団地	
10日(木)	米湊A-1(本郷上、本郷西、本郷中、本郷下、七反)	
11日(金)	米湊A-2・B・C(西野1~3部、米湊団地、東安広、桜町1・2部、栄町A~D、仲之町、南旭町、旭町1・2部、安広団地)	
12日(土)	灘町・湊町	
13日(日)	上吾川	
14日(月)	伊予市全域	
15日(火)	伊予市全域	

### 中山地区

期 日	地 区	会 場
2月28日(月)	上長沢、長沢団地、下長沢、泉町1~4、福元、高岡、柚之木	中山地区 公民館 (保健セン ター講義 室)
3月1日(火)	重藤、永木、福住、梅原、添賀、平村	
2日(水)	豊岡1・2、東町、門前、坪井、小池、大矢、野中	
3日(木)	影之浦、栃谷、日南登、漆、福岡、平沢、栗田2・3	
4日(金)	榎峠、竹之内、日浦、影浦、障子ヶ谷、坪之内、村中、山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏、赤海、犬寄	
14日(月)	伊予市全域	伊予市 市民会館
15日(火)	伊予市全域	

### 双海地区

期 日	地 区	会 場
2月28日(月)	奥西、奥東、池ノ久保、本村、松尾、富貴、満野空、満野浜	下灘 コミュニ ティセン ター
3月1日(火)	本谷、石久保、間住、富岡、日喰、上浜、下浜	ふたみ 基幹集落 センター
2日(水)	高野川、小網、城ノ下、灘町	
3日(木)	両谷、久保、三島、岡、日尾野、粒野、東峰、高見、犬寄、大栄、奥大栄	
4日(金)	本郷、塩屋、唐崎、双海全域	
14日(月)	伊予市全域	伊予市 市民会館
15日(火)	伊予市全域	

## 4 ▶ 「障害者控除対象者認定書」を申告時に提示 障害者控除

**障**害者手帳などの交付を受けていない方でも、一定の要件に該当すれば、税の控除を受けることができます。



### ■対象者(①・②すべてに該当すること)

- ①平成22年12月31日現在で、満65歳以上の方
- ②介護認定(要介護、要支援1・2を含む)を受けている方、または、認知症や身体の障害により、日常生活に支障があると医師が認める方(所定の医師意見書が必要)

### ■申請に必要なもの

障害者控除対象者認定申請書、介護保険被保険証、印鑑

### ■提出先・問い合わせ

福祉課(内線553・556)、または各地域事務所  
 ※郵送による受け付けも行います。詳しくは、伊予市ホームページをご覧ください。  
 ※「障害者控除対象者認定書」は、税金の控除のみに使用できるものです。障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

## 5 ▶ 所得税の確定申告と納税も3月15日(火)まで

平成22年分所得税の確定申告期間は、2月16日(水)～3月15日(火)となっています。(土・日曜日を除く。ただし、松山税務署では、2月20日・27日の日曜日に、確定申告の相談・受け付けを行います。)

### 電話相談センターをご利用ください

所得税をはじめ、国税に関する一般的な相談に税務相談室の職員がお答えします。

#### ■松山税務署

☎941-9121  
(平日、8:30～17:00)



### 自宅のパソコンで申告書などの作成ができます

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページにアクセスしてください。「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書などが簡単に作成でき、自動計算機能で記載漏れや計算誤りを未然に防ぐことができます。

作成した申告書は、インターネットを利用して直接電子申告するか、A4サイズの普通紙に印刷して、郵送で税務署に提出できます。

### ■国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

### イータックス(国税電子申告・納税システム)で所得税額から最高5,000円の控除が受けられます

平成22年分の所得税の確定申告を、本人の電子証明書を付して、申告期間内にイータックスで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

※平成19年分～21年分の確定申告で、この控除の適用を受けた方は受けられません。

